

平成 29年 5月 17日

市政記者各位

中央区役所道路適正利用推進課
道路下水道局自転車課



6月1日から西中洲・春吉地区を 自転車放置禁止区域に指定します！

西中洲・春吉地区では、近年、放置自転車が增加し、車や歩行者の通行の妨げになるだけでなく、防災活動や都市景観上も大きな課題となっています。

このため、下記のとおり、天神駅周辺地区の自転車放置禁止区域の一部と、西中洲・春吉地区を併せて、新たに「地下鉄天神南駅周辺地区自転車放置禁止区域」として指定することとしましたのでお知らせします。

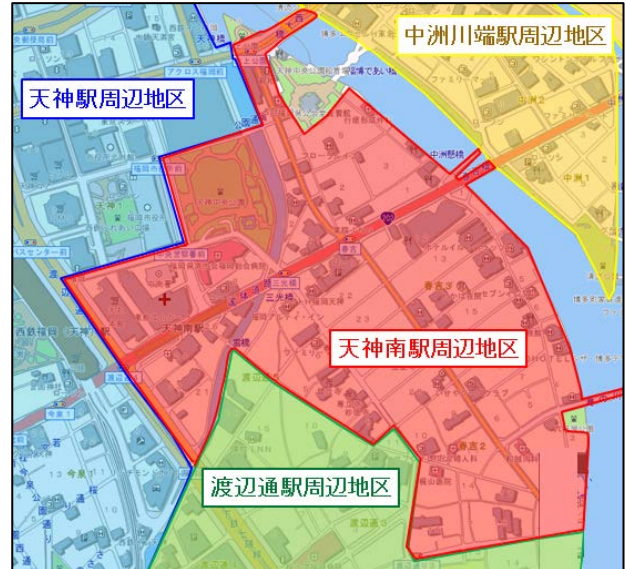
記

1. 区域名称 地下鉄天神南駅周辺地区自転車放置禁止区域
2. 指定年月日 平成 29年 6月 1日 (木)
3. 区域図 別紙参照

【指定前】



【指定後】



【問い合わせ先】

中央区役所道路適正利用推進課
道路下水道局自転車課

倉岡
前田

電話 092-718-1087 (内線 143-319)
電話 092-711-4442 (内線 3020)

別図 地下鉄天神南駅周辺地区

■ 新規指定箇所
■ 天神地区からの天神駅南周辺地区
への変更箇所

